

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

原子力規制委員会委員長 名

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令」を「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」に改める。

一 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第四十八条第四項及び第七十八条第二項

二 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会

規則第十号) 第五十条第四項及び第七十八条第二項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。